

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 【略】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第2章 NFTの入出庫・管理</p> <p>第5条～第6条 【略】</p> <p>第7条</p> <p>1. お客様は、当社が提携する会社のサービスを利用した NFT の売買に伴い行われる入出庫その他本サービスが本約款上明示的に許容する SBI Web3 指定暗号資産等及び NFT の入出庫を除き、SBI Web3 ウォレットを宛先として暗号資産及び NFT の入庫を行うことができず、また SBI Web3 ウォレットから暗号資産及び NFT の出庫を行うことができないものとします。</p> <p>2. ～5. 【略】</p> <p>第3章 一般条項</p> <p>第8条～第10条 【略】</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 【略】</p> <p><u>第2章 SBINFT マーケットでの売買に係る特則総則</u></p> <p><u>【略】</u></p> <p><u>第5条～第9条 【略】</u></p> <p><u>第3章 NFT ローンチパッドサービスに係る特則</u></p> <p><u>第10条～第14条 【略】</u></p> <p>第4章 NFTの入出庫・管理</p> <p>第15条～第16条 【略】</p> <p>第17条</p> <p>1. お客様は、当社が提携する会社のサービスを利用した NFT の売買に伴い行われる入出庫及び<u>第10条の規定に基づき行われる入出庫</u>その他本サービスが本約款上明示的に許容する SBIWeb3 指定暗号資産等及び NFT の入出庫を除き、SBIWeb3 ウォレットを宛先として暗号資産及び NFT の入庫を行うことができず、また SBIWeb3 ウォレットから暗号資産及び NFT の出庫を行うことができないものとします。</p> <p>2. ～5. 【略】</p> <p>第5章 一般条項</p> <p>第18条～第20条 【略】</p>

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>第<u>11</u>条</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止し、又は本契約を解約し、SBI Web3 ウォレットの提供を含む本サービスの提供を終了することができるものとしします。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 第<u>27</u>条に定める本約款の変更にお客様が同意しない時。</p> <p>(3) お客様がサービス総合約款第4条に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(4) ～ (17) 【略】</p> <p>2. ～ 4. 【略】</p> <p>第<u>12</u>条 【略】</p> <p>第<u>13</u>条</p> <p>1. 本契約の終了にかかわらず、第<u>8</u>乃至第<u>14</u>条及び第<u>18</u>条乃至第<u>22</u>条の効力は存続するものとしします。</p> <p>第<u>14</u>条～第<u>20</u>条 【略】</p> <p>第<u>21</u>条</p> <p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意又は重大な過失がない限り免責されることとしします。</p> <p>(1) ～ (9) 【略】</p>	<p>第<u>21</u>条</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止し、又は本契約を解約し、SBI Web3 ウォレットの提供を含む本サービスの提供を終了することができるものとしします。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 第<u>33</u>条に定める本約款の変更にお客様が同意しない時。</p> <p>(3) お客様が本約款第4条に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(4) ～ (17) 【略】</p> <p>2. ～ 4. 【略】</p> <p>第<u>22</u>条 【略】</p> <p>第<u>23</u>条</p> <p>1. 本契約の終了にかかわらず、第<u>18</u>乃至第<u>24</u>条及び第<u>28</u>条乃至第<u>32</u>条の効力は存続するものとしします。</p> <p>第<u>24</u>条～第<u>30</u>条 【略】</p> <p>第<u>31</u>条</p> <p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意又は重大な過失がない限り免責されることとしします。</p> <p>(1) ～ (9) 【略】</p>

SBI Web3 ウォレットサービス約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>(10) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、係る事由には、レート提供先からの異常レートの配信、又はシステムの故障その他の原因により、当社又は<u>当社の提携する会社</u>が提供した高値若しくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(11) ～ (14) 【略】</p> <p>2. ～10. 【略】</p> <p>第<u>22</u>条～第<u>27</u>条 【略】</p> <p>【改定】2026年<u>7</u>月1日</p>	<p>(10) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、係る事由には、レート提供先からの異常レートの配信、又はシステムの故障その他の原因により、当社又は<u>SBINFT社</u>が提供した高値若しくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(11) ～ (14) 【略】</p> <p>2. ～10. 【略】</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>37</u>条 【略】</p> <p>【改定】2026年<u>4</u>月1日</p>